

鴻巣市地域防災計画

第5編 個別災害対策編

第5編 個別災害対策編

目 次

| | |
|-------------------------------|-----|
| 第1章 大規模事故対策..... | 329 |
| 第1節 道路事故対策..... | 329 |
| 第2節 危険物等事故対策..... | 331 |
| 第3節 鉄道事故対策..... | 335 |
| 第4節 航空機事故対策..... | 337 |
| 第5節 放射性物質及び原子力発電所事故等災害対策..... | 339 |
| 第2章 風水害・地震以外の自然災害対策..... | 343 |
| 第1節 農作物等災害対策..... | 343 |
| 第2節 竜巻等突風災害対策..... | 345 |
| 第3節 火山噴火降灰災害対策..... | 347 |
| 第4節 雪害対策..... | 349 |

第1章 大規模事故対策

市内には国道17号及び17号熊谷バイパスが走り、現在新大宮バイパスと熊谷バイパスを結ぶ上尾道路の整備も進められ、県央地域の交通の要衝としての機能を果たしている。

国道17号は、都心と上信越方面を結ぶ広域幹線道路で、箕田では1日(24時間)約5万台の交通量があり、様々な交通がある。

こうした道路で、一たび大規模な事故等が発生した場合には、市は、被害の軽減と二次災害の防止等を図るため、情報の収集、広報、避難、救出、救助等の活動を円滑に実施する。

第1節 道路事故対策

大規模な交通事故等により多数の死傷者が発生した場合や、タンクローリー等危険物を積載する車両の事故等による爆発や有毒ガス等が流出した場合で、被害の軽減、二次災害の防止等の対策が必要な場合、市は、情報の収集、広報、避難、救出、救助等の活動を円滑に実施する。

なお、各応急活動においては、「風水害対策編」、「震災対策編」に準じて実施する。

第1 事故等の予防措置

道路管理者は、定期的に危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。

大雨等の異常気象による事故の発生を防止するため、異常気象時通行規制区間及び特殊車両通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域市民や道路利用者に広報する。

また、異常気象時に道路パトロールを実施し、危険箇所を把握し、事故防止のための予防対策を図る。

第2 応急対策

1 活動体制の確立

大規模な道路事故が発生した場合、市、県、道路管理者は、関係機関と連携し、事故災害応急対策を実施するための活動体制を確立する。

市及び県は、被害の状況により必要な場合においては、災害対策本部、現地災害対策本部を設置して対応する。

道路管理者

道路管理者
統括班

2 情報の収集・報告等

(1) 市の対応

統括班

大規模な道路事故により被害が発生した場合、市は、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、市が実施した応急対策及び今後の措置に関する事項について、県に報告する。

(2) 県の対応

県

大規模な道路事故が発生した場合、県は、被害状況の把握を行う。必要に応じて、県防災航空センターのヘリコプターの活用、現地調査班による現地調査を行う。

収集した情報は、映像伝送システム等を活用することにより、情報の共有化に努める。

(3) 警察の対応

警察署

警察は、現場情報を多角的に収集し、状況を的確に判断して必要な措置をとる。

3 救出救助活動

消防本部

市は、県及び消防機関、警察と協力して被害者の救出、救助活動を行う。

4 消火活動

消防本部

市及び消防機関は、大規模な道路事故により、火災が発生した場合、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

5 医療救護活動

消防本部
保健医療班

市は、県及び関係機関と緊密に連携協力し、迅速かつ的確な救急搬送及び医療救護活動を実施する。

6 危険物の流出に対する応急対策

道路管理者
消防本部
警察署

道路管理者、消防機関及び警察は、道路事故により危険物が流出した場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

7 広報活動

道路管理者

放送事業者は、市、県、関係機関及び報道機関等と連携し、事故に関する情報を広報するとともに、周辺の規制状況等に関する情報の提供に努める。

第 2 節 危険物等事故対策

市は、ガソリンなど石油類をはじめとした危険物、高圧ガス、火薬類による火災や爆発、毒物・劇物の漏えい・流出による被害、サリン等による人身被害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化を図る。

また、危険物施設管理者と密接な連携を保ち、施設の適正な維持管理及び保安措置を講じるために保安教育並びに防火思想の啓発等の徹底を図り、災害の防止に努める。

第 1 危険物災害応急対策

1 基本方針

施設管理者は、消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防機関又は警察等に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。

- ① 危険物の流出及び拡散の防止
- ② 流出した危険物の除去、中和等
- ③ 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- ④ その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第 2 高圧ガス災害応急対策

1 活動方針

施設管理者は、高圧ガス保安法により規制をうける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的災害を起こすおそれがあることから作業は必ず中止し、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、市民の安全を確保するため退避させる等の措置を講じるとともに、直ちに消防機関又は警察等に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

施設管理者
消防本部
警察署

施設管理者
消防本部
警察署

高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領(平成17年3月17日知事決裁)」に基づき応急措置を実施するものとする。

2 応急措置

(1) 施設等の管理者による応急措置

施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

- ① 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
- ② 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。
- ③ ①、②に掲げる措置を講じることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の市民に退避するよう警告する。
- ④ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。

(2) 知事による緊急措置命令

知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため、必要がある場合には高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。

(3) 市長による基準適合命令

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、市長が基準適合命令を発する。

第3 火薬類災害応急対策

1 活動方針

火薬類取締法により、火薬庫が火災、水害等により危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当面の責任者に応急の措置を講ぜしめるとともに、速やかに警察官、消防吏員、消防団員等のうち最寄りの者に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講じる。

2 応急措置

施設の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

施設管理者
消防本部
警察署

県

施設管理者
消防本部
警察署

施設管理者
消防本部
警察署

- ① 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。
- ② 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講じる。
- ③ 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口窓等を目張り等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の市民等を避難させるための措置を講じる。

第 4 毒物・劇物災害応急対策

1 活動方針

施設管理者は、毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるとき、直ちに、その旨を保健所、警察又は消防機関に通報することとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じる。

また、通報を受けた者は直ちに関係機関に連絡すると同時に災害防止の緊急措置を講じる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害部隊(毒劇物対応隊)により、応急措置を講じる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

- ① 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講じる。
- ② 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講じる。
- ③ 毒物・劇物による保健衛生上の危害を生じる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。
- ④ 施設周辺の市民の避難措置を講じる。

施設管理者
消防本部
警察署

施設管理者
消防本部
警察署

第5 サリン等による人身被害対策

1 活動体制

市は、市域に人身被害が発生した場合においては、法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努めるものとする。

施設管理者
消防本部
警察署

2 応急措置

(1) 原因解明

人身被害発生直後は、原因物質の特定が不可能な状況が予想されるため、通報を受けた防災関係機関は次の体制により、迅速、確実な原因解明に努め、応急措置の速やかな実施に努める。

施設管理者
消防本部
警察署

(2) 情報収集

市は、市域内に人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関して市がすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、県地域防災計画第2編第2章第6節「災害情報通信計画」に準じ行う。

施設管理者
消防本部
警察署

(3) 立ち入り禁止等の措置

警察及び消防機関は、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両、その他の場所への立ち入りを禁止し、またこれらの場所にいるものを退去させる。

施設管理者
消防本部
警察署

(3) 救出、救助

市は、消防機関を主体とした救出、救助活動にあたる。

特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害部隊(毒劇物対応隊)及び自衛隊派遣により対処する。

施設管理者
消防本部
警察署

(4) 避難誘導

市長は、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場周辺の市民に対して避難勧告又は指示を行う。

施設管理者
消防本部
警察署

第3節 鉄道事故対策

列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道事故が発生した場合、情報の収集、広報、避難、救出、救助等の活動を円滑に実施する。なお、各応急活動においては、「風水害対策編」、「震災対策編」に準じて実施する。

第1 活動体制の確立

1 鉄道事業者等の活動体制

鉄道事業者等は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立ち入り制限等事故の状況に応じた応急措置を講じるものとする。

東日本旅客鉄道(株)

2 市の活動体制

市は、市域に鉄道事故が発生した場合、県、周辺市町、指定地方行政機関、公共的団体及び市民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

統括班

また、被害の状況により必要な場合、災害対策本部、現地災害対策本部を設置して対応する。

3 県の活動体制

県は、県内に鉄道事故が発生した場合、必要に応じて鉄道事故対策における現地災害対策本部又は埼玉県危機対策会議を設置し、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て、事故災害応急対策を速やかに実施する。

埼玉県

また、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する事故対策の実施を支援するとともに、総合調整を行う。

第2 情報の収集・報告等

1 鉄道事業者等の対応

鉄道事業者は、鉄道事故が発生した場合、速やかに情報を収集し、適切な処置が実施できるよう、関係機関に必要な情報を提供する。

東日本旅客鉄道(株)

2 市の対応

鉄道事故により被害が発生した場合、市は、速やかにその被害状況を取りまとめ県に報告するとともに、市が実施した応急対策及び今後の措置に関する事項について、県に報告する。

統括班

埼玉県

3 県の対応

県は、県内で鉄道事故が発生した場合、被害状況等の情報を収集するため、県防災航空センターのヘリコプターを活用するとともに、報道機関からの情報など多角的対応を図る。

収集した情報は、映像伝送システム等を活用することにより、情報の共有化に努める。

第3 乗客及び周辺住民の安全の確保

1 乗客等の避難

鉄道事故により、乗客の生命に危険が及ぶ場合、事業者、警察及び消防機関は連携し、乗客の避難誘導を行う。

なお、避難誘導の際には、高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時要援護者を優先して行う。

2 災害現場周辺の市民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の市民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長は、災対法第60条により避難勧告又は指示を行う。

3 救出救助活動

市は、県及び消防機関と協力して被害者の救出救助活動を行う。

4 消火活動

市及び消防機関は、鉄道事故により、火災が発生した場合、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

5 応援要請

市、県及び関係機関は、鉄道事故により大規模な被害が発生した場合、他の地方自治体、関係機関に応援を要請するとともに、県は自衛隊に災害派遣の要請を行う。

6 医療救護活動

消防機関及び医療機関は、関係機関と緊密に連携協力し、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。

7 広報活動

鉄道事業者は、市、県及び関係機関、報道機関等と連携し、事故に関する情報を広報するとともに、周辺の規制状況等に関する情報の提供に努める。

東日本旅客鉄道(株)
消防本部
警察署

統括班

統括班
消防本部
警察署

消防本部

統括班
埼玉県

保健医療班
消防本部

東日本旅客鉄道(株)

第 4 節 航空機事故対策

市域及び近隣に航空機の墜落事故が発生した場合、県及び関係機関と連携し、情報の収集、広報、避難、救出、救助等の活動を円滑に実施する。なお、各応急活動においては、「風水害対策編」、「震災対策編」に準じて実施する。

第 1 活動体制の確立

1 事業者の活動体制

事故機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合、東京空港事務所に速やかに通報し、活動体制を確立する。

航空事業者

2 市の活動体制

市は、市域及び周辺に航空機事故が発生した場合、県及び関係機関と連携し、被害の拡大防止、広報、救出救助等の応急対策を実施するため、活動体制の確立を図る。

統括班

市は、被害の状況により必要な場合においては、災害対策本部、現地災害対策本部を設置して対応する。

3 県の活動体制

県は、県内に航空機事故が発生した場合、必要に応じて航空機事故対策における現地災害対策本部又は埼玉県危機対策会議を設置し、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て、事故災害応急対策を速やかに実施する。

埼玉県

また、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する事故対策の実施を支援するとともに、総合調整を行う。

第 2 情報の収集・報告等

1 事業者の対応

事故機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合、速やかに情報を収集し、適切な処置が実施できるよう、関係機関に必要な情報を提供する。

航空事業者

2 市の対応

航空機事故により被害が発生した場合、市は、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、市が実施した応急対策及び今後の措置に関する事項について、県に報告する。

統括班

埼玉県

3 県の対応

県は、県内に航空機事故が発生した場合、被害状況等の情報を収集するため、県防災航空センターのヘリコプターを活用するとともに、県職員及び航空機事故対策専門家からなる現地調査班を編成し、現地調査を行う。収集した情報は、映像伝送システム等を活用することにより、情報の共有化に努める。

第 3 乗客等の避難

1 乗客等の避難誘導

航空機事故により、乗客の生命に危険が及ぶ場合、事業者、消防機関は連携し、乗客の避難誘導を行う。

なお、避難誘導の際には、高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時要援護者を優先して行う。

2 災害現場周辺の市民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の市民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長は、災対法第 60 条により避難勧告又は指示を行う。

3 救出救助活動

市は、県及び消防機関と協力して被害者の救出救助活動を行う。

4 消火活動

市及び消防機関は、航空機が墜落により、広域に及び火災が発生した場合、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

5 応援要請

市、県及び関係機関は、航空機事故により大規模な被害が発生した場合、他の地方自治体、関係機関に応援を要請するとともに、県は自衛隊に災害派遣の要請を行う。

6 医療救護

消防機関及び医療機関は、県と緊密に連携協力し、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。

7 広報活動

航空事業者は、市、県及び関係機関、報道機関等と連携し、事故に関する情報を広報するとともに、周辺の規制状況等に関する情報の提供に努める。

航空事業者
消防本部
警察署

統括班

統括班
消防本部
警察署

消防本部

統括班
埼玉県

保健医療班
消防本部

航空事業者

第 5 節 放射性物質及び原子力発電所事故等災害対策

市において、原子力事故による放射性物質の降下等が発生し、又はそのおそれがある場合、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と連携し、被害を軽減するため迅速な空間放射線量モニタリング、避難措置、除染活動などの対策を実施する。

第 1 情報収集及び活動体制の確立

1 情報収集

原子力事故（特定事象又は緊急事態）に関する情報について、あらゆる手段を講じて情報収集に努め、県の通報等による情報についても適宜提供を受けるとともに、県及び関係市町村が行う応急対策活動及び被害状況等の情報を把握し、相互の連絡を密にする。

市は継続して市内の空間放射線量モニタリングを実施し、測定結果を公表するとともに、県等を通じ放射線や気象情報の入手に努め、市民等に広報する

統括班
情報班

2 市の活動体制

市は、収集した情報等から、市内に影響が及ぶと判断される場合、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。

統括班

第 2 市民等への情報伝達活動

1 市民への情報伝達

市は県、国、関係機関と連携し、市民に対し、放射性物質の拡散による市への影響程度や、放射線量等の測定結果、国が定める各種基準値に基づく市民の健康への影響の程度、国や県、市、その他防災関係機関の応急対策の実施状況など、市民に対して情報を伝達する。

情報班

2 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問い合わせに対する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。

コールセンター班

第 3 市民等の安全確保

1 屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内避難又は避難に関する指示があったとき、又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う

放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は避難の勧告又は指示の措置を講じる。

この場合、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障がい者、外国人その他要配慮者にも十分配慮する。

市民等の屋内退避、避難の基準については、当面、事故継続等の長期的な緊急時の状況において、国から示された計画的避難区域の設定を目安とし、幼児・児童・生徒が校庭・園庭で活動する際に利用時間の制限を加えるべき目安に準拠し、適切に対応する。

(1) 避難等の勧告・指示

市長は、防災機関等からの情報により、屋内退避等が必要と認められた場合、市民等に対する屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示を行う。

(2) 避難に関する情報の提供

市は、市民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、避難所の所在、避難路の状況、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。

(3) 災害救助の協力

関係市町村の住民がその地域を越えてコンクリート屋内退避又は避難を行う必要が生じた場合において、県から収容施設の供与その他災害救助の実施に協力するよう指示を受けた場合は、これに協力する。

◆ 屋内退避及び避難等に関する指標

| 屋外にいる場合に予想される被ばく線量 (予測線量当量) | 防護対策の内容 (注) | |
|--------------------------------|-------------|-----------------------------------|
| 外部被ばく 実行線量 | 種 別 | |
| 10～50mSv | 屋内退避 | 住民は、自宅等の屋内へ退避。退避の際は、窓を閉め気密性に配慮する。 |
| 50mSv 以上 | 避 難 | コンクリート建物への退避または避難対象区域外への避難。 |

出 典：原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」

(注) 防護対策の内容は以下のとおりである。

屋内退避：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線の防護を図る。

避 難：放射線被ばくをより低減できる地域に移動するものとする。

統括班
県

統括班
情報班
県

統括班
県

2 警戒区域の設定

市は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定するものとする。また、市は、警戒区域を設定した場合、近隣自治体に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を、各地域住民に講じるよう指示等するものとする。

統括班
情報班
原子力事業者

3 緊急輸送活動

市及び防災関係機関は、他地域からの緊急輸送を含め、円滑な避難の実施を確保するため、相互に連絡・調整を行う。警察は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制を行う。

道路等応急復旧班
警察署

4 市民の健康調査等

市は県と協力して、退避・避難した市民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持と民心の安定を図るものとする。

保健医療班
県

また、緊急被ばく医療が必要と認められるものに対しては、医療機関と連携を図り、収容等を行うものとする。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施するものとする。

5 飲食物の摂取制限等

(1) 汚染水源の使用禁止及び汚染飲料水の飲用禁止の措置等

市は、県及び国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、国が示す食品中の放射性物質に係る規格基準を超え、又は超えるおそれがあると県が認め指示を行った場合、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染食品の摂取制限等必要な措置を講じる。

保健医療班
県
国

厚生労働省では、平成 24 年 4 月 1 日に、食品からの年間線量の上限を放射性セシウム以外からの線量も含めて 1 ミリシーベルトとする現行の基準値を設定し、これをもとに平成 24 年度からは、汚染された飲食物の摂取制限に関する指標として、食品中の放射性セシウムについて、以下の基準値が設定・運用されている。

◆ 飲食物摂取制限に関する指標

| 対象 | 放射性セシウム |
|-------|------------------|
| 飲料水 | 10 ベクレル／キログラム以上 |
| 牛 乳 | 50 ベクレル／キログラム以上 |
| 一般食品 | 100 ベクレル／キログラム以上 |
| 乳児用食品 | 50 ベクレル／キログラム以上 |

(2) 農林畜産物の採取及び出荷制限

市は、国の指導・助言及び指示に基づき、県が農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、出荷制限等の措置を行った場合又は市にこれらの措置を指示した場合は、これに協力する。

第4 市民等の生活安定対策

1 飲料水の供給

原子力事故による放射性物質の降下等により、市の水道水源が汚染され、国が示す放射性セシウム等の放射性物質の摂取基準値を超えた場合、市は市民に対して水道水の飲用を自粛するよう広報を行うとともに、応急給水を実施する。

応急給水は、「風水害対策編」に基づき、水質検査による安全確認を行い、水を応急給水するほか、備蓄又は調達による飲料水（ペットボトル）の配給を行う。

必要量を確保できないときは、他の水道事業者、又は県に速やかに応援を要請する。なお、応急給水は、乳児用の飲料水を必要とする市民への配給を優先して実施する。

2 放射性物質による汚染の除去等

市は、国が示す追加被ばく線量等に関する基準に応じ、国、県、原子力事業者及び防災関係機関、市民・事業者等と協力して放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行う。

除染作業は、「鴻巣市除染計画」（平成23年10月）に基づき実施する。

3 風評被害対策

市は、国及び県と連携し、原子力災害等による風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図るため、放射能・放射線の影響に対する安全確認結果等に関する広報に努め、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

保健医療班
県
国

保健医療班
県
国

水道班

統括班

第2章 風水害・地震以外の自然災害対策

第1節 農作物等災害対策

第1 予防対策

1 技術指導

異常気象による被害や病虫害による被害を最小限に防止し、農業経営の安定を図るため、農業関係機関と連携し、防除体制及び防除技術の強化に努める。

市及び農業関係機関は、凍霜害、暴風雨、豪雨、降雹（ひょう）、降霜、干ばつ、低温、降雪等の異常気象に対して強い農作物等の生産を指導するとともに、ウイルス、害虫、病原菌等に対して強い農作物等の生産を指導する。

また、異常気象時の被害防止措置、病虫害発生時の被害の拡大防止等の技術指導を行い、農業被害の防止軽減に努める。

農政班

2 情報の収集・伝達

市は、気象に関する情報を収集し、必要に応じて防災行政無線等により、農業関係機関、生産者等に伝達し、農業被害の防止・軽減に努める。

また、農業関係機関と連携し、病虫害に関する情報の収集及び提供に努める。

農政班

3 被害の報告体制の整備

農業被害が発生した場合に市が早期に被害状況等を把握できるよう、農業関係機関、生産者等との連携を強化するとともに、被害に関する報告体制の整備に努める。

農政班

第2 応急対策

農業生産基盤、養殖施設等施設被害のほか、畜産肥料の未入荷による家畜被害、燃料、電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。このため、市及び県、各関係機関は、相互に連携を保ちながら、被害を最小限にとどめるため、的確な対応を行う。

1 農業施設

農地・農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検・応急復旧を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。

農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速

農政班

やかな応急復旧を行う。二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

2 農産物

農業関係団体等は、農業災害に係わる応急対策を行う。市は、病害虫防除・応急技術対策・営農用資機材の確保等の農業災害に係わる応急対策を実施する。

3 家畜等の被害対策

市は、畜舎等の建設・改築時には、災害に対応をするよう指導推進する。また、飼育作物畑については、適期播種・追肥・収穫を励行する。

農政班

農政班

第2節 竜巻等突風災害対策

住家が密集した市街地で竜巻が発生すると、看板や屋根瓦の破片など多様な飛散物が発生し、住家の窓ガラスが割れる被害や、老朽住宅では庇（ひさし）や屋根が飛ばされるなどの被害が想定される。耐火建築物である学校においても、教室や体育館の窓ガラスが割れる被害が出ると予想される。

竜巻の規模によっては、電柱の傾斜や折損、電線の垂れ下がりといった被害も発生し、停電や通信回線の途絶が起きる。

台風や大雨などの気象災害と比較すると竜巻に遭遇する頻度は低いが、現状では台風などのように予測することは困難である。竜巻注意情報の適中率は4%程度とされ、発表段階で竜巻の規模は不明で、竜巻発生後に発表となることもあるなど予測精度が低い。

こうした災害の特性及び越谷市や熊谷市といった近年の事例等を踏まえ、市民の安全を確保するための措置を講じる。

第1 活動体制

竜巻等突風災害の態様は、特定の地域に限定されることが想定される。市は、災害が発生したときは、緊急体制とし、災害現場の情報をもとに、配備体制や災害対策本部の設置等を検討する。

危機管理課

第2 予防対策

1 対応方針の準備

「竜巻」対策について関係機関との意見交換を行いつつ、当面の対応方針をあらかじめ決定し、明確にしておく。

危機管理課

2 情報伝達方法の確認

市民への情報伝達を行う場合に備え、伝達内容、具体的伝達文案、伝達時点、伝達対象、伝達手段をあらかじめ決定し、明確にしておく。

学校や社会福祉施設については、伝達方法の充実を図る。

危機管理課

3 理解と啓発

竜巻注意情報や対処行動方法等、竜巻等突風について、職員への研修や市民への啓発を行う。

市民への啓発では、窓ガラス等に飛散防止フィルムを貼るなどの事前対策も周知する。また、学校等公共施設についても同様の事前準備の対応を検討する。

危機管理課

第4 応急対策

1 気象情報に対する注意

危機管理課

「竜巻」注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表されたときには、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表に注意する。

2 竜巻注意情報発表時の対応

危機管理課

竜巻注意情報が埼玉県に発表されたときには、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。

3 情報の伝達

危機管理課

多くの人が集まったり、安全確保に時間を要する学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者に対し、既存の連絡体制や緊急速報メール等により情報伝達を行う。

4 注意喚起情報の伝達

危機管理課

市内において、気象の変化（「空が暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」などの積乱雲が近づく兆し）がみられ、かつ、竜巻発生確度ナウキャストで、市域が「発生確度2」の範囲に入った場合には、市民に対し緊急速報メール等で情報伝達を行う。

5 竜巻発生情報の伝達

危機管理課

市内及び周辺において、竜巻が発生したことを確認した場合は、市民に対し防災行政無線等で情報伝達を行う。

情報伝達の内容は、竜巻の発生、市民の対処行動の2点について行う。

第 3 節 火山噴火降灰災害対策

我が国は、地震国であるとともに火山国でもある。日本列島には 110 の活火山（平成 23 年 6 月現在・火山噴火予知連絡会）があり、いつどこで大きな噴火が起きるかわからない。平成 26 年 9 月に多くの登山者がいる中で突然に起きた御嶽山の噴火では 50 数名の犠牲者が発生した。

火山噴火は、火山の周辺地域が壊滅的な打撃を受けるとともに、噴出物の種類や量、気象条件によっては、100km 以上の範囲にわたって火山灰が降り、その影響が数年という長期間にわたって続くことがわかっている。

過去の災害履歴から、本市に噴火による被害を及ぼすと想定される活火山は、富士山と浅間山がある。

富士山は、我が国の陸域では最大の火山であり、現在も活動している新富士は、規模は小さいが、火砕物と呼ばれる火山灰を大量に噴出してきた歴史がある。国の検討会でも火山灰の噴出を想定しており、約 300 年前の宝永大噴火（宝永 4 年・1707 年）と同規模の噴火が起こった場合、本市も、火山灰が 2cm 以上降ると予想されている。

一方、浅間山は、天明 3 年（1783 年）の噴火で、本市付近でも約 7cm の降灰が記録されている。最近では、平成 21 年 2 月 2 日に噴火し、本市でも降灰が確認されている。

なお、国の検討会（内閣府「富士山ハザードマップ検討委員会」）報告においても、火山灰の降灰により、一時、鉄道・空港が使えなくなり、雨天の場合は道路の不通や停電も起こると想定しており、本計画でも噴火による降灰災害に対応する。

| 被害想定項目 | 被害内容 |
|----------|--|
| 健康被害 | 長期にわたって呼吸器に障害を起す人が出る。 |
| 道路交通網の被害 | 降灰後に降雨があった場合、5 mm/日の降灰で道路が通行不能になる。 |
| 電力被害 | 降雨がない場合には被害なし。降雨があった場合には、1 cm 以上で停電が起きる。（被害率 18%） |
| 農作物被害 | 畑作物は 2 cm 以上の降灰で、1 年間収穫できない。稲は 0.5 mm で 1 年間収穫できない。 |
| 森林被害 | 植木等樹木被害は、1 cm 以上の降灰があった範囲で 50% 程度の被害が生じる。（降灰付着による幹の折損、湾曲、変色、枯死等） |
| 上水道被害 | 降灰後の埼玉県各浄水場の被害状況により、断水・利用制限が生じる。 |
| 下水道被害 | ほとんどない。 |

第 1 予防対策

1 情報の整理

危機管理課

我が国は火山列島であり、全国各地の火山活動に対する事例から、火山の噴火による降灰の影響をあらかじめ整理する。

2 対策の準備

危機管理課

市としては、道路・交通機関への降灰の影響を考慮して準備する。特に火山灰が道路に 2 cm 程度積もった場合、除去の方法や必要な資機材、車両などを検討する。

3 住民への啓発

危機管理課

火山の噴火に伴う降灰については、本市域でもかつて経験したことのある災害であり、全国各地で現在も起きていることなどを知らせ、不必要なパニックにならないことなどを啓発する。

第 2 応急対策

1 火山灰の除去

環境課

道路や鉄道の被害については、火山灰を的確に除去することで、被害を大幅に軽減することが可能である。そのため、火山灰除去の経験をもつ公共団体との広域的な応援体制がとれるよう検討する。

宅地に降った火山灰の除去については、所有者または管理者が対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、市が対応する。道路における火山灰除去については、道路管理者間で調整を行い、速やかな除去を行う。

2 農作物等被害の軽減

農政課

降灰による農作物等被害については、範囲も広くなることから、降灰中の応急対策は困難である。また、降灰後も長期にわたって被害が継続する可能性がある。

そのため、火山活動がおさまった段階における復旧・復興対策を検討する。

3 火山灰の回収・処分

環境課

宅地など各家庭から排出された火山灰の回収は、市が実施する。また、各事業者から排出された火山灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施する。

火山灰の処分方法については、県や東京都、関係機関との検討を踏まえて対応する。

第 4 節 雪害対策

平成 26 年 2 月 14 日の大雪では、秩父 98cm、熊谷 62cm など積雪観測史上最高を記録した。

埼玉県内では、雪の影響により、山間部では 1,000 世帯以上が一時孤立し、主要道路も通行止めになったことから、自衛隊に除雪のため救援要請が行われ、秩父市など 2 市 5 町に災害救助法が適用された。

また、積雪によるガレージの倒壊や道路路面凍結による交通事故及び転倒者の多発など死傷者が発生したほか、停電、物流途絶による燃料や物資の不足の事態となった。市内でも、農業用ハウスが雪の重みで倒壊するなどの農業被害も発生した。

鉄道では、JR 高崎線は、14 日夜間に運転再開した電車が途中駅で足止めになり、東京方面からの帰宅者が暖房の停止した電車の中で一泊するという事態が起きるなど大きな混乱となった。

たとえ数 cm であっても、積雪があった場合には、道路交通や鉄道、ライフライン等の都市機能へ大きな影響が出る事が明らかになっている。

こうした経験を踏まえ、本計画では大雪による被害から交通、通信及び電力供給等の確保を図り、主として降雪時における都市機能を維持し、市民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を目的として雪害対策を計画する。

第 1 予防対策

1 道路交通の確保の備え

降雪時の道路交通を確保するため各道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するため、一般車両の通行規制に対する備えや放置車両及び立ち往生車両が発生した場合にそれらの移動を行うための訓練への参加、民間事業者等の連携・協力体制の整備に努める。

また、国や県と連携して、あらかじめ緊急通行車両の通行ルート確保のため連絡方法や道路啓開候補路線等について情報の共有を図る。

市は、除雪・融雪資機材の保守点検、器材の確保・調達計画の策定など、除雪体制を整備する。

また、降雪により車が立ち往生し車中に取り残され、運転者が凍死したケースもあったことから、降雪時の交通規制の決定方法等についてあらかじめ準備する。

2 雪害の危険性に関する周知

普段雪の少ない地域では、構造物の積雪に対する備えが十分ではないため、カーポートの倒壊や農業用ビニールハウスの下敷きで死傷するケースがあった。

道路課

危機管理課

市は、大雪の際には、簡易な構造物に過重な負荷がかかり倒壊の危険があること、道路の通行止め、公共交通機関の停止など普段の生活にはない状態が発生し、場合によっては生命が危険に及ぶことがあることなどについて、防災行政無線を活用しあらかじめ周知する。

第2 応急対策

1 注意報・警報等の伝達

市及び関係機関は、風水害対策「注意報及び警報伝達計画」に基づき、降雪に関する気象注意報・警報の把握・伝達に努める。

なお、降雪に関する気象注意報・警報の種類は以下のとおりである。

◆降雪に係る注意報・警報等の種類

| | | |
|-----|-------|--|
| 注意報 | 大雪注意報 | 大雪によって被害が予想される場合 24時間の降雪の深さが10cm以上と予想される場合 |
| | 着雪注意報 | 着雪が著しく、通信線や送電線などに被害が起これと予想される場合 |
| 警報 | 暴風雪警報 | 平均風速が20m/s以上で、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 |
| | 大雪警報 | 大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 24時間の降雪の深さが30cmを超えると予想される場合 |

2 市の除雪方針

市は、市が管理する道路のうち、防災活動拠点や駅と緊急輸送道路をつなぐ路線の除雪作業を優先して行うとともに、駅ロータリー及び公共施設の除雪を行う。

3 交通の確保

(1) 道路交通の確保

市及び高速道路、国道、県道を所管する各関係機関は、相互協力の下、所管する道路における除雪体制を整備するとともに、降雪による交通規制の状況の周知を図る。また、緊急通行車両の通行を確保するため、放置車両や立ち往生車両があった場合には、必要に応じて移動を行う。

(2) 鉄道輸送の確保

鉄道輸送を確保するため、東日本旅客鉄道(株)は、融雪用機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車の運転計画及び要員の確保について充実を図る。

危機管理課

道路課

鉄道事業課

4 ライフラインの確保

(1) 電信の確保

東日本電信電話(株)は、降雪対策用設備、機材及び要員の確保等に努める。

通信事業貨者

(2) 電気供給の確保

東京電力(株)は、降雪対策用設備、機材の保守点検及び要員の確保等について充実を図る。

電力事業貨者